

第3回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月27日(月)午前10時35分から午前11時05分

2. 開催場所 川西町中央公民館 大ホール

3. 出席委員(9名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 新野 勝廣

委員 2番 後藤 満良、3番 高橋 孝博、4番 佐々木 一宏、5番 勝見 和彦

6番 市川 博幸、7番 船山 マサエ、8番 阿部 つや子

(欠席委員 1番 鈴木秀男)

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第 2号 職員の任免について

第 5 報告第 3号 令和元年度事業結果報告及び令和2年度事業計画の報告について

第 6 報告第 4号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について

第 7 報告第 5号 非農地証明について

第 8 議第 7号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 9 議第 8号 農地法第3条1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第10 議第 9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第11 議第 10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用貸借権の設定)

第12 議第 11号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

第13 議第 12号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
(所有権の移転)

第14 議第 13号 農用地利用集積計画に対する決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 内谷新悟、事務局長補佐 高橋光好、主任 竹田智弘、主事 淀野拓也

主事 玉田絵里子

6. 会議の概要

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

ただ今より、第3回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、9名であります。欠席届けのあった委員は、議席1番鈴木秀男委員です。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ち議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席3番高橋孝博委員、議席4番佐々木一宏委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より高橋事務局長補佐並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第2号職員の任免についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

補佐 高橋光好

資料の1ページをご覧ください。報告第2号職員の任免について、本委員会事務局職員について、下記のとおり発令したので委員会に報告する。農業委員会会長名。内容は記載のとおりです。

議長 大沼藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第5、報告3号令和元年度事業結果報告及び令和2年度事業計画の報告についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

補佐 高橋光好

報告第3号令和元年度事業結果報告及び令和2年度事業計画の報告についてであります。資料2ページが令和元年度上半期、資料3ページが下半期の事業結果です。資料4ページが令和2年度四半期別事業計画です。

議長 大沼藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第6、報告第4号農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん委員会審議結果報告

についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主事 淀野拓也

資料の5ページをご覧ください。報告第4号、令和2年3月27日農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん委員会審議結果報告について説明させていただきます。

所有権の移転について1件1,514㎡です。続きまして利用権の設定(再設定)について16件77,328.70㎡です。利用権の移転について3件27,402㎡です。以上の内容は川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。内容の詳細については、後程の農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。

議長 大沼藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第7、報告第5号非農地証明についてを上程します。

事務局の報告を求めます。

主任 竹田智弘

報告第5号非農地証明の結果報告について報告いたします。願い出件数は3件です。16ページをご覧ください。願人●●場所については記載のとおりとなります。非農地証明の事由としては、昭和53年12月と平成3年1月父親が物置を建築し、一団の自宅敷地として使用を継続している。調査については、4月14日後藤委員、高橋委員及び事務局2名で実施しております。17ページをご覧ください。願人●●場所については記載のとおりとなります。非農地証明の事由としては、各筆とも宅地として利用している。調査については、4月14日後藤委員、高橋委員及び事務局2名で実施しております。18ページをご覧ください。願人●●場所については記載のとおりとなります。非農地証明の事由としては、住宅、作業場及び庭の敷地として全体を宅地として利用している。調査については、4月14日後藤委員、高橋委員及び事務局2名で実施しております。

議長 大沼藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第8、議第7号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

19ページをご覧ください。議第7号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。令和2年4月27日提出川西町農業委員会会長名。申請件

数は6件です。詳細は記載のとおりとなります。(朗読による説明は省略)

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を受理することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第9、議第8号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

21ページをご覧ください。議第8号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和2年4月27日提出川西町農業委員会会長名。申請件数は4件です。申請内容は資料のとおりとなります。(朗読による説明は省略)

以上今回の申請につきまして、譲受人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30a以上ですので、農業者要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に該当していないため許可要件を満たしております。以上となります。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。初めに番号1番から4番の件について、議席9番新野勝廣委員より報告願います。

9番 新野勝廣委員

番号1番、2番について、4月17日に推進委員竹田委員が現地調査しました。今回の申請は交換です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。

続きまして番号3番について4月17日に推進委員竹田委員が現地調査しました。今回の申請は、贈与・受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。

続きまして番号4番について4月17日に推進委員竹田委員が現地調査しました。今回の申請は、贈与・受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。以上よろしく願います。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第10、議9号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

22ページをご覧ください。議第9号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和2年4月27日提出川西町農業委員会会長名。

申請件数は11件です。申請内容は資料のとおりとなります。(朗読による説明は省略)

ここで5番、6番について補足説明させていただきます。賃借人の●●さんですが、耕作面積は農家台帳上0㎡となっておりますが、実情としましては相対で借りて耕作しているところが、30a以上あり、地元の農業委員、推進委員にも長年農家をされているということを確認しております。以上により、農家要件を満たしておりますのでよろしくお願いします。

今回の申請について、賃借人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30a以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。以上となります。

議長 大沼藤一

次にただ今説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

初めに番号1番から4番の件について本職より報告いたします。

番号1番、2番、3番について4月14日に推進委員平田委員が現地調査してまいりました。今回の申請は、経営規模縮小・経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て、10a借賃については1番が●●円、2番が●●円、3番が●●円は妥当だと判断します。よろしくお願いします。

続きまして、番号4番について、4月11日に推進委員平田委員が現地調査をしてまいりました。

今回の申請は、経営規模縮小・経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て、10a借賃●●円は妥当だと判断します。よろしくお願いします。

次に番号5番から7番の件について、議席9番新野勝廣委員より報告願います。

9番 新野勝廣委員

番号5番、6番につきまして、4月12日に推進委員遠藤委員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小・経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て、10a借賃について5番が●●円、6番が●●円は妥当だと判断します。よろしく願います。

続きまして番号7番につきまして、4月17日に推進委員竹田委員が現地調査をしました。今回の申請は、貸し直し・経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て、10a借賃●●円は妥当だと判断します。よろしく願います。

議長 大沼藤一

次に番号8番から11番について、議席6番市川博幸委員より報告願います。

6番 市川博幸委員

番号8番については4月10日に須貝推進委員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小・規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て、10a借賃●●円は妥当だと判断します。

続きまして、番号9番について4月16日に新野推進委員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小・経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て、10a借賃●●円は妥当だと判断します。

続きまして、番号10番、11番について4月10日須貝推進委員が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し・経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て、10a借賃について10番、11番ともに●●円は妥当だと判断します。以上よろしく願います。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第11、議第10号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

25ページをご覧ください。議第10号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和2年4月27日提出川西町農業委員会会長名。

申請件数は3件です。申請内容は資料のとおりとなります。(朗読による説明は省略)

なお、3件とも2月総会において所有権移転を受けた案件で農業者年金を受給しているため、息子さんに使用貸借権を設定するものであります。以上今回の申請について、借人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30a以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。以上となります。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

初めに番号1番の件について、議席5番勝見和彦委員より報告願います。

5番 勝見和彦委員

番号1番について、4月11日に推進委員渡部委員が現地調査しました。今回の申請は、経営移譲年金受給継続・譲受です。借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。よろしく願います。

議長 大沼藤一

次に、番号2番及び3番の件について、議席9番新野勝廣委員より報告願います。

9番 新野勝廣委員

番号2番及び3番について、4月19日に内山推進委員が現地確認しました。今回の申請は、経営移譲年金受給継続・譲受です。借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。よろしく願います。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第12、議第11号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 竹田智弘

26ページをご覧ください。説明の前に資料の訂正をお願いします。地目畑と記載してありますが、田に訂正をお願いします。議第11号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和2年4月27日提出川西町農業委員会会長名。番号1申請人●●、場所については大字●●、地積●●㎡使用目的は宅地、転用後乾燥調製施設を建設するものです。別添資料3ページの黒塗り部分であり、農用地区域に乾燥調製施設を建設するものです。4月14日の現地確認により今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について議席3番高橋孝博委員より報告願います。

3番 高橋孝博委員

番号1番について、令和2年4月14日に、後藤満良委員と私、そして事務局で現地調査をしました。申請の土地は、●●地内にある農振農業用施設用地であり、農用地利用計画に指定されている個所であります。本申請は、申請人が乾燥調製施設を建設するために実施する農地転用申請です。土地改良区からの意見書も徴収済みであります。周辺農地への影響について、盛土等の造成はなく、植生により法面を保護することとしており、申請書の内容に問題はないと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって本案件については、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第13、議第12号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 竹田智弘

議第12号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記のものから、農地転用に伴う所有権の移転について許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和2年4月27日提出川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。

番号1譲渡人●●譲受人●●、場所は●●、畑・田●●㎡、使用目的宅地で申請地を譲り受け、住宅を新築するものです。別添資料9ページをの黒塗りの部分であり、農地区分第1種農地に住宅を新築するものです。4月14日の現地確認により、今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。以上です。

議長 大沼藤一

次にただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席3番高橋孝博委員より報告願います。

3番 高橋孝博委員

番号1番について、令和2年4月14日に後藤満良委員と私そして、事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、●●地内にある田・畑であり、第1種農地と判断されます。本申請は、申請人が住宅を新築するために、親から農地贈与を受けて実施する農地転用申請です。土地改良区からの意見書も徴収済みであります。周辺農地への影響について、盛土に対しては土留めを実施し、法面を芝張りで保護する等の対策を講じることとしており、申請書の内容に問題はないと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

9番新野勝廣委員。

9番 新野勝廣委員

補足資料の11ページの1271-3は地目宅地ですか。

主任 竹田智弘

はい、宅地になっています。

議長 大沼藤一

他にございませんか。無いようですので、本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件について、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第14、議第13号、農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。
事務局の説明を求めます。

主事 淀野拓也

資料28ページをご覧ください。議第13号、農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和2年4月27日提出川西町農業委員会会長名。

内容については29ページ以降となりますが、所有権移転について1件、利用権設定のうち再設定については16件、利用権設定の使用貸借については1件、内容については記載のとおりですので、ご確認をお願いします。(朗読による説明は省略)

なお、本計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。
以上となります。

議長 大沼藤一

ただ今の件について、ご質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件全件について、計画のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

これをもって、第3回川西町農業委員会総会を閉会いたします。